最終更新日：2016年4月15日
株式会社 ワッツ
代表取締役社長 平岡　史生
問合せ先：取締役経営企画室長　森　秀人（連絡先:06-4792-3280）
証券コード：2735
http://www.watts-jp.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に常に対応できる柔軟かつ強固な経営基盤を構築し、永続的な成長が可能な企業経営を目指しております。とくにコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、経営内容の透明性、公平性、意思決定のスピードを高めることを重視しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードにおける「特定の事項を開示すべきとする原則」の内、以下の原則については実施しておらず、今後の取組み方を検討中であります。
尚、その他の原則に関しては、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するとの観点及び当社の企業価値向上につながる取組みかどうか等を総合的に勘案し、導入の是非も含めて検討している段階であります。社内での検討が終わりしだい、現在、実施していない原則に対する当社の見解をコーポレート・ガバナンス報告書内にて開示いたします。

【原則3-1　情報開示の充実】
(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
（方針）
現在、自己株式を活用した中長期的な業績連動型報酬について、導入の是非も含めて検討を始めております。導入に到った場合、その概要につき開示いたします。

(5)取締役個々の選任・指名についての説明
現在、社内取締役については略歴の記載に留まっております。今後、社内取締役に関しても、株主総会参考書類に個々の選任理由を記載することを検討してまいります。

【補充原則4-11-3　取締役会の実効性の分析・評価】
当社は現在取締役会全体の実効性の分析・評価を行っておりません。今後はどのような形で取締役会全体の実効性を担保する仕組みが適当であるのか、取締役会にて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
1. 政策保有に関する方針
当社は、株価変動リスク等を考慮し、政策的な目的での株式保有を積極的には行わないことを基本方針としておりますが、取引先との事業上の関係から株式保有の必要性と意義が認められる場合については、将来性、保有リスク等を総合的に勘案のうえ保有いたします。
2. 議決権行使に関する基準
当社は、議決権行使に際しては、定量的な基準で画一的に議案に対する賛否を判断するのではなく、投資先企業の経営方針や戦略を十分に尊重しつつ、中長期的な企業価値向上に資するか否かを個別に精査したうえで行使いたします。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社では、会社法及び当社取締役会規則の規定に従い、万が一取締役が競合取引または利益相反取引を行う場合は、事前に取締役会の承認を受けることとしております。また、毎年1回、当社及び連結子会社の全役員を対象に、関連当事者間取引に関する書面調査を実施し、その結果を取締役会に報告しております。

【原則3-1　情報開示の充実】
(1)経営方針等や経営戦略、経営計画
当社グループの経営方針、事業展開方針、経営計画は次のとおりであります。
a. 社是
「おかげさまの心」
b. 経営理念
私たちの仕事は、皆様へのおかげさまをもって成り立っています。私たちは、「おかげさまの心」を大切に、お世話になっている皆様に役立ち、社会に貢献することを使命とし、皆様と一緒に成長していくことを目指します。
c. 事業展開方針
当社は、平成7年2月22日の会社設立以来、実生活雑貨を中心にお買い得感のある商品群を開発・販売し、店舗においてはローコストでの出退店とローコスト・オペレーションを継続することで、お客様満足度の向上と店舗収益確保を両立させる努力を続けております。更に、このノウハウは活かしながらも、多様化する顧客ニーズに応えるために新たなブランド価値を創造すべく、店舗パッケージや商品構成、POSシステムの導入等のハード面、並びに店舗運営、従業員教育等のソフト面の双方を全面的に見直す取組みを進めております。
d. 経営計画
当社の経営計画は、経営環境の変遷が激しいことを踏まえ、毎年3か年計画を更新して開示しております。
その内容は当社HPの決算説明資料の中で開示しておりますので、ご参照ください。
（http://www.watts-jp.com/company/corp_manage/ir_library/）

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
　当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、「1　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報　1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
（方針）
　当社の監査等委員でない取締役並びに監査等委員である取締役に対する報酬は、固定報酬（月額報酬）、業績連動報酬（賞与）、退職慰労金から構成されております。固定報酬は世間水準、担当業務（監査等委員でない取締役の場合）、当社の経営内容、従業員給与とのバランス等を考慮して、決定しております。業績連動報酬は会社の業績に応じて、個々の職務執行状況を評価して決定しております。また、退職慰労金に関しては、当社の「取締役退職慰労金規程」に従い決定しております。
（手続）
　固定報酬と業績連動報酬はその総額を株主総会において、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して承認をいただいた上で、1. 監査等委員でない取締役に関しては、取締役会決議にて代表取締役社長に一任し、代表取締役社長が上記方針に基づき決定しております。2. 監査等委員である取締役に関しては、監査等委員である取締役の協議により決定しております。退職慰労金に関しては、株主総会にて監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役を区別して、それぞれ取締役会及び監査等委員である取締役の協議に一任する旨の承認をいただいた上で決定しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
　当社は、監査等委員でない取締役候補の指名に関しては、能力・実績・人格等に秀でた人物を、代表取締役が取締役会に提案し、取締役会での議論を経て決定しております。監査等委員である取締役候補の指名に関しては、企業経営の経験・専門的な知見・人格等を重視し、代表取締役が監査等委員会の同意を得た上で取締役会に提案し、取締役会での議論を経て決定しております。

(5)取締役個々の選任・指名についての説明
　取締役（監査等委員である取締役を含む）候補の指名については取締役会にて決定し、各候補者の略歴等を株主総会参考書類に記載しております。また、社外取締役の選任理由については、「2　経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況　1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の「取締役関係　会社との関係(2)」に記載しております。

【補充原則4-1-1　経営陣に対する委任の範囲】
　当社は、当社取締役会規則に付議基準を定め、それに基づき取締役会で決議する事項と、取締役に一任する事項を明確にしております。尚、平成27年11月25日開催の第21回定時株主総会における承認を経て監査等委員会設置会社に移行すると同時に、取締役会決議を要件として重要な業務執行の決定を取締役に委任することを可能とする定款変更を行いました。

【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
　当社は、かねてより社外取締役を置くことを検討してまいりましたが、平成27年11月25日開催の第21回定時株主総会における承認を経て監査等委員会設置会社に移行し、現在2名の独立社外取締役を置いております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
　当社は、独立社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件及び上場証券取引所の定める独立性基準を満たしている者を全員独立役員に指定しております。またその資質として、当社の経営に対して客観的かつ建設的な助言を行うことができる高い見識を有する者を選任することとしております。

【補充原則4-11-1　取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に対する考え方】
　取締役会は全体としての知識・経験・能力のバランスが得られるよう、また、少人数で活発かつ迅速な意思決定ができるよう、様々な経験やバックグラウンドを有する7名の業務執行取締役及び業務執行取締役への監査・監督機能を強化する目的から、3名の非業務執行取締役（監査等委員）で構成されております。毎月の定時取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。加えて、原則毎週経営会議を開催し、重要事項の立案、調査、検討及び実施結果の把握等を行うとともに、監査等委員でない各取締役の業務執行状況の相互確認を行っております。

【補充原則4-11-2　取締役の兼任状況】
　当社の社外取締役の兼任状況に関しましては、株主総会招集通知及び本報告書「2　経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況　1. 機関構成・組織運営等に係る事項」に記載し開示しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-14-2　取締役に対するトレーニングの方針】
　新任取締役に対しては、就任前に取締役としての責務に関する研修を行っております。加えて社外出身者に対しては、就任時に当社の事業、財務、組織等につき説明をしております。また、就任後も外部機関等を活用した各種セミナー、研修等に参加する機会を提供し、その費用は当社にて負担しております。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
　株主との建設的な対話は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには必要不可欠であると認識しております。
　当社のIRに関する活動状況につきましては「3　株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況　2. IRに関する活動状況」をご参照ください。
　また、実質株主把握に関しては、年2回株主数やその内訳を確認しておりますが、必要に応じて実質株主調査を実施し、株主構造の把握に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,260,800	9.03
有限会社　トリオ	1,255,600	9.00

株式会社　カシオペア	740,000	5.30
大阪中小企業投資育成　株式会社	648,000	4.64
平岡　満子	565,750	4.05
有限会社　アカリ	562,000	4.03
GOLDMAN, SACHS& CO. REG	504,831	3.62
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	448,800	3.22
平岡　史生	404,790	2.90
衣笠　敦夫	395,700	2.83

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	8 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
土井　義隆	他の会社の出身者											
酒谷　佳弘	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土井　義隆	○	○	（重要な兼職の状況） 重要な兼職はありません。	企業の管理部門における長年の業務経験を有しており、その豊富な経験や見識を活かし、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。 なお、当社との利害関係は一切ありません。
酒谷　佳弘	○	○	（重要な兼職の状況） ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社　代表取締役	公認会計士の資格を有していることなどから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。 なお、当社との利害関係は一切ありません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

当社では監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は配置しておりませんが、監査等委員会がこれを求めた場合には、その職務を補助すべき使用人を監査補助者として置くこととしております。なお、監査補助者は、監査等委員会から指示命令を受けたときは、当該案件に関して当社取締役及び他の使用人の指示命令は受けないこととしております。これらは、当社「監査等委員会監査等基準」に定めております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの目的である適法性の確保、法令順守機能の強化及び内部統制の有効性の評価を行うため、社長直轄の内部監査室を設置（内部監査室長代理を含め3名）し、内部監査室長代理は社内監査について、都度社長に報告するとともに、適時、取締役会への報告を行っております。なお、内部監査室は、監査等委員会と適宜意見交換を行い、連携を図っております。
会計監査につきましては、仰星監査法人を会計監査人に選任し、会計監査を受けております。内部監査室、監査等委員会及び会計監査人は、監査方針や問題点等について種々の意見交換を行い、連携を取り合っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬、賞与とも業績に連動して行っております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

・取締役7名　報酬等の総額：166,922千円（うち基本報酬158,322千円、役員退職慰労引当金繰入額8,600千円）
・監査役（社外監査役を除く。）2名　報酬等の総額：4,865千円（うち基本報酬4,500千円、役員退職慰労引当金繰入額166千円、役員退職慰労金199千円）
・社外役員3名　報酬等の総額：13,538千円（うち、基本報酬12,250千円、役員退職慰労引当金繰入額1,164千円、役員退職慰労金124千円）

※2015年8月期（監査等委員会設置会社移行前）の実績であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の監査等委員でない取締役並びに監査等委員である取締役に対する報酬は、固定報酬（月額報酬）、業績連動報酬（賞与）、退職慰労金から構成されております。固定報酬は世間水準、担当業務（監査等委員でない取締役の場合）、当社の経営内容、従業員給与とのバランス等を考慮して、決定しております。業績連動報酬は会社の業績に応じて、個々の職務執行状況を評価して決定しております。また、退職慰労金に関しては、当社の「取締役退職慰労金規程」に従い決定しております。
尚、自己株式を活用した中長期的な業績連動型報酬について、導入の是非も含めて検討を始めております。

【社外取締役のサポート体制】

当社の社外取締役は、現在のところ全てのものが監査等委員であります。経理課より定例会議資料（毎月）の事前送付を行うなど、管理部または内部監査室を通じて、各種連絡、情報提供等のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

(1) 当社取締役会は、迅速な意思決定とそれに基づく機動的な業務執行を実現するため、当社業務に精通した取締役10名（監査等委員でない取締役7名及び社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名）により構成されております。取締役会は毎月開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行について各取締役が相互監督をして牽制しあっております。加えて、原則週一回経営会議を開催し、重要事項の立案、調査、検討及び実施結果の把握等を行うとともに、各取締役の業務執行状況の相互確認を行っております。

(2) 監査等委員会は、3名（うち1名は常勤、2名は社外）で構成されており、月1回を原則として必要に応じて開催しております。取締役会のほか、経営会議にも出席してその内容を監視・確認するなどしながら、監査等委員でない取締役の業務執行につき、厳正な適法性及び妥当性監査を実施しております。

(3) 会計監査については、仰星監査法人を会計監査人に選任し、会計監査を受けております。また、内部統制の整備についてのアドバイスを受けております。前期、当社の会計監査を担当した公認会計士は、次のとおりであります。
代表社員　業務執行社員　公認会計士　高谷　晋介
業務執行社員　公認会計士　俣野　朋子
監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、公認会計士試験合格者3名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社を採用しております。
構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置することで、取締役会の監督機能がこれまで以上に高まり、コーポレートガバナンスの更なる充実につながると判断したためです。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社決算期は比較的集中しにくい8月であることもあり、株主総会の開催日につきましては、他社を意識せず、独自の判断で設定しております。
その他	第15回定時株主総会より、株主様により深く当社のことを知っていただくことを目的として、総会終了後に会社説明会を実施しております。また、株主様と当社取締役や経営幹部との対話の場として、あわせて懇談会を開催しております。当該取組みは、総会を行う大阪だけでなく、東京においても実施しており、開催場所を主要駅近くのホテルやイベントホールにするなど、より多くの株主様に出席いただける環境を実現できるよう心がけております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	最近3年間の個人投資家向け会社説明会実施状況は次のとおりであります。 ・2012年9月～2013年8月　大阪にて計2回 ・2013年9月～2014年8月　東京・大阪にて計3回 ・2014年9月～2015年8月　東京・大阪にて計3回	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第二四半期及び本決算発表後、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。あわせてone on oneミーティングも実施しております。 また、決算期に関わらず、アナリスト・機関投資家の要請に随時ご対応し、電話会議なども利用して積極的にミーティングを行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外においても、第二四半期及び本決算発表後、one on oneミーティングを実施しております。また、国内と同様に、アナリスト・機関投資家の要請に随時ご対応し、電話会議なども利用して積極的にミーティングを行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページには、適時開示情報はもちろん、決算短信・決算説明会資料・有価証券報告書・四半期報告書・株主通信・株主総会招集通知・アナリストレポートなどを掲載しております。また、希望者に対して、情報開示後にお知らせメールを配信するなど、積極的な情報提供に努めております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR活動については原則として代表取締役社長がその任にあたりますが、情報取扱責任者である取締役経営企画室長を統括者として任命し、株主、投資家及びアナリストとの個別面談を始めとする各種IR活動に、関係各部門と連携しながら対応しております。	
その他	株主、投資家及びアナリストとの面談等を通じて得られた情報は、経営会議、取締役会等で、他の役員宛適宜フィードバックを行っております。 また、当社では、決算情報の漏洩防止と公平性を確保するため、原則として各四半期決算期日の翌日から各決算発表日までをサイレント期間としており、決算に関する質問への回答やコメントを差し控えることとしております。情報開示に際しては、関連法規や社内規程を遵守しつつ、インサイダー取引の未然防止に留意しつつ管理しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーの皆様へは当社に関する情報をきめ細かくお知らせするように、ホームページのIR情報を充実することを通して、努めております。
その他	株主様とは、機関投資家については決算説明会や個別ミーティング、個人投資家についてはIRセミナーや株主懇談会などで意見交換を行っております。取引先様とは、日々の個別面談だけでなく、年次報告会を開催して事業の概況や業績等についてご説明の機会を設けております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）に関する基本方針」を、次のとおり定めております。

(1) 当社及び子会社の取締役、当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社の取締役、当社及び子会社の使用人が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重できるように「コンプライアンス規程」「倫理規程」を制定し、周知徹底を図る。また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。更に、「内部通報規程」を制定し、通報窓口を設置して不正行為等の早期発見に努めるとともに通報者の保護を徹底する。また、当社の内部監査室においては、「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社各社の内部監査を行い、重大な指摘事項で改善を要すると認められる事項がある場合は、当社代表取締役の承認を得て、改善を勧告し、フォローアップ監査を行う。

(2) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規則」「会議規程」に基づき毎月1回取締役会を開催する。また、適時開催の当社経営会議においては、情報・意見交換を促進、効率的な職務の執行に努める。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント規程」に基づき、当社取締役会でリスクの検討・抽出を行い、損失発生の事前防止に努める。また、必要に応じて研修を行い、「各種規程」「マニュアル」の周知徹底を図る。

(4) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理する。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社取締役会は、子会社を含めた全部門での業務の遂行状況について定期的に報告を受け、課題や問題点につき関係部門等に指示を出す。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査等委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社監査等委員会の職務を補助すべき使用人を監査補助者として置くものとする。当社監査等委員会から当該使用人に関する指示命令を受けたときは、これに関して当社取締役及び他の使用人の指示命令は受けないものとする。また、そのことを合わせて当社「監査等委員会監査等基準」に定める。

(7) 当社及び子会社の取締役、当社及び子会社の使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、その他の当社監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役、当社及び子会社の使用人は、以下の事項を当社監査等委員会に報告する。

- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ・内部監査の実施状況
- ・内部通報の状況
- ・不正行為や重要な法令違反並びに定款違反行為
- ・重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・その他重要な事項

及びこれらの報告を行った当該使用人がそのことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。また、このことを確保するための体制を「内部通報規程」に定める。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は当社監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関して生じるすべての費用を負担する。また、そのことを合わせて当社「監査等委員会規則」に定める。

(9) その他当社の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査等委員は、経営方針決定の経過及び業務執行の状況を知る為に、当社取締役会に加え当社経営会議等の重要な会議に出席する。また、各会議議事録・主要な稟議書・その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社取締役及び使用人に説明を求める。その他、当社監査等委員会は会計監査人及び当社内部監査室との情報交換に努め、当社及び子会社各社の監査の実効性を確保する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による被害を防止するため、次の事項を基本方針とし、反社会的勢力との関係を一切持たないための態勢の整備に取り組んでいます。

(1) 当社グループは、社会的責任、コンプライアンス及び企業防衛の観点から反社会的勢力とは取引関係を含めた一切の関係を遮断します。

(2) 当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対しては、組織として毅然とした姿勢で対応し、これを拒絶します。

(3) 当社グループは、反社会的勢力から不当要求を受けたときに、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素より警察等の外部専門機関との連携強化を図ります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現在、買収防衛策は導入しておりませんが、定款で対応できる内容を含め、当社にあった最適対応について社会経済状況等を見ながら検討しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

株主総会及び取締役会決議を経た決定事案、決算情報並びに当社の経営に影響を及ぼす発生事実は、遅滞なく情報取扱責任者に報告されます。情報取扱責任者は、東京証券取引所が定める適時開示規則に照らして情報開示の要否をすみやかに判断し、社長の承認を得て開示を指示します。

開示文書の作成と開示作業等の実務は情報取扱責任者が責任を負い、情報取扱責任者の承認を得て、TDnetで電子開示及び報道機関への公表を行います。あわせて、当社IRサイトへの資料掲載も実施し、公平、正確かつ迅速な情報開示を図っております。

